

令和6年12月市議会定例会議 総務常任委員会資料

- (議案第158号)
福島市上下水道局の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、総務部所管分 【人 事 課】
- (議案第164号)
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件中、総務部所管分 【総務課・人事課】
- (議案第183号)
議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 【人 事 課】
- (議案第184号)
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 【人 事 課】
- (議案第185号)
福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 【人 事 課】
- (議案第166号)
字の区域の変更の件 【総 務 課】

総 務 部

(議案第158号)

福島市上下水道局の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、総務部所管分

1. 福島市部設置条例の一部改正

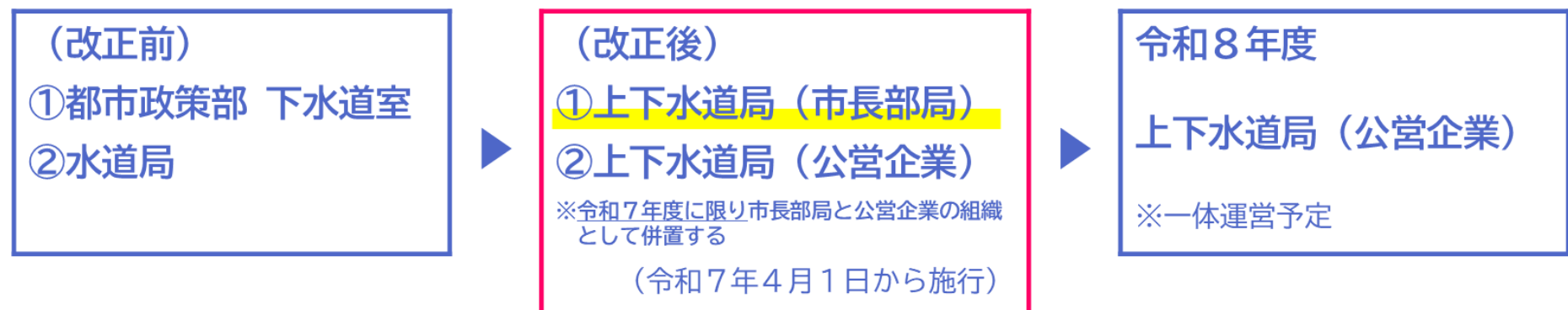
(1) 条例改正の趣旨

本市の諸課題の解決に向けた政策を実行するため、令和7年4月1日付け組織機構改正を行うもの。

(2) 条例の改正概要

全国で頻発する大規模な自然災害に備え、上下水道施設の一体的な老朽化対策や防災対策等を着実に推進するとともに、持続可能な経営基盤の強化や安定的なサービス提供を図るため、令和8年度「上下水道局」設置に向けた改正を行う。

【令和7年度の組織体制（赤枠部分）】



(3) 条例の施行予定日

令和7年4月1日施行

2. 福島市職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 条例改正の趣旨

「福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の題名が「福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 条例の改正概要

第6条第3号中「福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

(3) 条例の施行予定日

令和7年4月1日施行

(議案第164号)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件中、総務部所管分

1 条例改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、総務部所管の関係条例について、用語の改正を行う。

2 法改正の概要

刑法等の一部を改正する法律において、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、「拘禁刑」として一本化される。

3 関係条例の改正概要（総務部所管）

- （1）条文中に規定している「懲役」を「拘禁刑」に改める。
福島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第34号）
- （2）条文中に規定している「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
福島市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）
福島市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第37号）

4 条例の施行予定日

令和7年6月1日施行（刑法等の一部を改正する法律の施行日に合わせる）

【令和6年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第183号)

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 議会議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うもの。

2 条例の改正概要

議会議員の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和6年の人事院勧告において、国における指定職職員の期末勤勉手当の支給月数が「0.05月」引上げられたことに伴い、引上げを行うもの。

○議会議員の期末手当

<現行>

区分	支給月数
6月期	1.700月
12月期	1.700月
計	3.400月



0.05月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	支給月数
6月期	1.700月
12月期	1.750月
計	3.450月

<改定後> 令和7年度以降分

区分	支給月数	備考
6月期	1.725月	均等配分
12月期	1.725月	
計	3.450月	

3 条例の施行予定日

- (1) 令和6年12月期分 公布の日から施行(令和6年12月1日適用)
- (2) 令和7年度以降分 令和7年4月1日施行

【令和6年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第184号)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行うもの。

2 条例の改正概要

市長等の期末手当については、国における指定職職員の期末勤勉手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和6年の人事院勧告において、国における指定職職員の期末勤勉手当の支給月数が「0.05月」引上げられたことに伴い、引上げを行うもの。

○市長等(特別職)の期末手当

<現行>

区分	支給月数
6月期	1.675月
12月期	1.675月
計	3.350月



0.05月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	支給月数
6月期	1.675月
12月期	1.725月
計	3.400月

<改定後> 令和7年度以降分

区分	支給月数	備考
6月期	1.700月	均等配分
12月期	1.700月	
計	3.400月	

3 条例の施行予定日

- (1) 令和6年12月期分 公布の日から施行(令和6年12月1日適用)
- (2) 令和7年度以降分 令和7年4月1日施行

【令和6年12月定例会議(追加) 提出議案説明資料】

(議案第185号)

福島市職員の給与に関する条例等

〔福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例〕

の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨 職員の給料及び期末手当等を改定するため、所要の改正を行うもの。

2 条例の改正概要

令和6年の福島県人事委員会勧告において、月例給及び期末勤勉手当の支給月数が引上げられたことなどに伴い、改定を行うもの。

(1)月例給 若年層に特に重点を置きつつ、全ての級・号給の給料月額を平均3.06%引上げる。

・初任給 高校卒程度:23,600円引上げ(198,000円)、大学卒程度:23,200円引上げ(230,300円)

(2)期末・勤勉手当

○一般職及び会計年度任用職員

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.000月	2.225月
12月期	1.225月	1.000月	2.225月
計	2.450月	2.000月	4.450月

0.15月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.000月	2.225月
12月期	1.275月	1.100月	2.375月
計	2.500月	2.100月	4.600月

<改定後> 令和7年度以降

※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.250月	1.050月	2.300月
12月期	1.250月	1.050月	2.300月
計	2.500月	2.100月	4.600月

○再任用職員及び一般任期付職員

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
計	1.3750月	0.9750月	2.350月

0.05月増

<改定後> 令和6年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	0.7125月	0.5125月	1.225月
計	1.4000月	1.0000月	2.400月

<改定後> 令和7年度以降

※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.700月	0.500月	1.200月
12月期	0.700月	0.500月	1.200月
計	1.400月	1.000月	2.400月

(3)寒冷地手当 支給月額を11.3%引上げる。

区分	世帯主の職員		その他の職員
	扶養親族有	扶養親族無	
改定後 支給月額	19,800円	11,400円	8,200円
(引上額)	(2,000円)	(1,200円)	(840円)

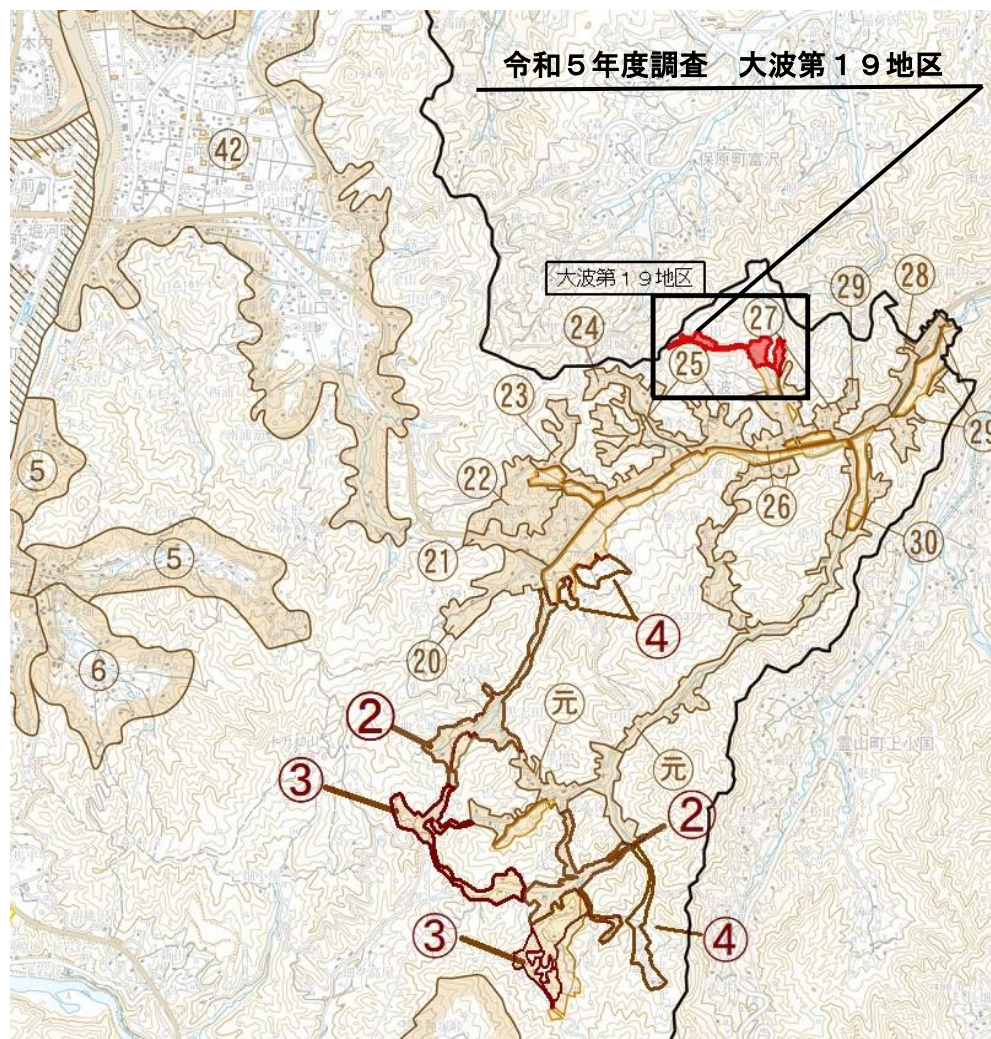
3 条例の施行予定日

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1)月例給 | 公布の日から施行(令和6年4月1日適用) |
| (2)期末勤勉手当 | |
| ①令和6年12月期分 | 公布の日から施行(令和6年12月1日適用) |
| ②令和7年度以降分 | 令和7年4月1日施行 |
| (3)寒冷地手当 | 公布の日から施行(令和6年4月1日適用) |

(議案第166号)

字の区域の変更の件

大波地区地籍調査事業実施位置図



【○内の数字は調査年度】

令和5年度 地籍調査事業計画図

大波第19地区

$$A = 0.03 \text{ km}^2$$
